

令和3年 第1回弟子屈町臨時教育委員会会議録

- 1 日時：令和 3年 3月 4日（木）午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐、鈴木学校教育係長、辻川指導室長
- 4 会議録署名委員：菅原委員
前回署名：金井教育長職務代理者
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 3年 3月 4日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第13号	令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和3年第1回臨時教育委員会を、開会いたします。

開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

只今から、令和3年第1回臨時教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員に、お願いしたいと思っております。

前回の定例委員会での会議録の承認につきましては、金井教育長職務代理者に、お願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りといたします。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、前回の定例教育委員会から、日にちが経っておりませんので、3月の定例教育委員会で、報告したいと思っております。

岩原教育長 : 日程4、議案第13号「令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について」を、議題と致します。

本件は、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

【非公開案件】

岩原教育長 : 秘密会を、解きます。

それでは、議案第13号「令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について」を承認致します。このあと、2時半から各校長へ内示を行い、明日10時に、校長から各職員へ内示する予定となっております。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

山口補佐：私の方から2点連絡致します。

卒業式、入学式につきましては前回の教育委員会でご協議頂きましたが、お手元の資料のように整理しております。吉田委員が奥春別小学校にも参加と、弟子屈中学校は菅原委員は保護者の立場で出席し、来賓は宮田委員となります。川湯中学校は岩原教育長が出席予定ですが、議会が15日まで延びるかもしれませんが、その場合には金井教育長職務代理者をお願いしたいと思います。

各学校からの卒業式の案内は、委員の皆様にはコピーを付けており、その中に来校時間について書いておりますので、よろしく申し上げます。入学式につきましても、今月末の定例教育委員会の際にお渡しできればと思っております。

もう1点、1年単位の変形労働時間制について、今回は資料配付のみでしたので今回説明させていただきます。

道教委などでは働き方改革の一環として1年単位の変形労働時間制の導入を検討してきており、北海道での条例改正など進んでおります。この資料は2月の説明会資料の抜粋であります。1年単位の変形労働時間制は何かというと、教育職員の休日のまとめ取りを目的に設けられた制度で、わかりやすいものとして、一番最後のカラーのページをご覧ください。

左上から4月、5月、6月・・・、2段目に8月、9月・・・となっております。それで4月や6月、7月に水色の線で書かれている、通常より多く働いている部分を、8月の夏休みの時に振替して勤務をうまく1年間を通して均すものであります。要綱等に色々ついて書かれておりますが、勤務時間の根本的な減少につながらないのと、勤務振替分等についての調整が、教頭先生に負担がくるのかなと思われま。

最初のページに戻りますが、「単に導入するだけでは勤務時間を縮減するものではなく、業務量を削減する他の施策と併せて行うことが重要」「各市町村教育委員会や学校の判断により、選択的に導入・活用されるものであり、導入・活用を強制されるものではない」と書かれております。

次のページの3番で、「対象職員は適用条件を満たし、かつ、校長が必要があると認める職員」であることや、4ページの下の方には、「長休中に新たな週休日を連続して設置」と、5ページには「4月1日から3月31日までの期間で対象期間及び起算日を決める」とあり、具体的には6ページで「最初の月の勤務日ごとの勤務時間は初日の14日前までに決定」「最初の月以外の各月も初日の14日前までに決定」とあるように、あらかじめスケジュールを決めていかなければこの制度に乗れないということで、それが有効的にできるのかなという気がします。それで新聞報道でも「どうなのか」という意見

があつたりしています。

それで、色んな課題があるものですから、釧路管内では早くても導入するとしても令和4年度以降ではないかということで、管内教育長会議の中で確認されております。

11ページの様式については、「支援ツールを開発中」と書いておりますが、それも含めて1年間様子を見ながら、変形労働時間制について検討していきたいと思っております。

3月の日程については、お手元の資料のとおりです。以上です。

岩原教育長：最後に、次回の教育委員会は先日も確認しましたが、3月23日ということで、定例教育委員会を予定しておりますので、よろしくお願いします。

4月は27日の予定であります。定例委員会でもう一度確認したいと思います。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、教職員の人事の確認ということでありましたが、以上で、本日の会議「令和2年第1回臨時教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 菅原 誓之